

第7章 保存管理

1 保存管理の方針

本計画地は神戸市垂水区の住宅地内に位置している。指定地は大部分が公有地であるが、周辺は住宅地である。指定地内は、公園や保存緑地、駐車場などの土地利用がなされており、史跡の保存管理には土地所有者、利用者、地域住民などとの協議・調整及び協力が不可欠となる。

また、史跡指定地は五色塚古墳及び小壺古墳の墳丘と、外堤や周溝が確認された地下遺構で構成され、その範囲は周辺道路も含めた広範囲である。住宅地の生活環境を守るためにも道路の機能を維持しながら、史跡を保存・活用・管理する必要がある。さらに、今後指定地周辺の発掘調査結果次第では指定地の拡大（追加指定）も考えられ、周辺土地利用の動向等を把握する必要がある。

このような史跡の現状を踏まえ、保存管理の方針を以下のように設定する。

- 史跡の適切な保存管理を進めるために、計画対象範囲を区分する。
- 指定地周辺で五色塚（千壺）古墳 小壺古墳に関連する重要な遺構が確認された際には、追加指定、公有地化を行う。
- 史跡を次世代に確実に継承するために、適切な保存管理の方法を明確にする。
- 指定地内での現状変更の基準、開発行為などへの対応基準について本計画の中で明確にする。現状変更行為、関連遺構の存在が想定される地区での開発行為等については、法令等に基づき適切に対応する。

2 地区区分

史跡の適切な保存管理を進めるために、現在の土地の利用状況と第4章で挙げた本質的価値とその構成要素にもとづいて計画対象範囲を区分し、その概要について述べる。

● I 地区（I-A地区・I-B地区 史跡指定地）

史跡に指定されている範囲である。本史跡においては前方後円墳と円墳の形状・規模を具体的に示す地区である。前方後円墳は全国初の本格的な復元がなされ、墳頂部まで見学が可能となっており、墳頂部には復元された埴輪列や説明板が設置されている。円墳は外観のみの公開となっているが、テラスや埴輪列が復元されていない。全域が公有地である。

● II 地区（II-A地区・II-B地区・II-C地区 史跡指定地）

史跡指定されている範囲であるが、地表面に古墳の形状が表出しておらず、公園や駐車

場、道路として使用されている地区である。Ⅱ-C区のみ公有地化されていない。

Ⅱ-A地区：市営住宅跡地で一部を駐車場として使用している

Ⅱ-B地区：道路として使用されている

Ⅱ-C地区：民有地で保存緑地とされている

●Ⅲ地区（史跡指定範囲外）

Ⅱ区に隣接し、史跡指定範囲外であり、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外でもある。市営住宅跡地で全域が公有地である。平成31年に仮設の学童保育施設が建設されている。

●Ⅳ地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）

埋蔵文化財包蔵地として、神戸市が周知する範囲。

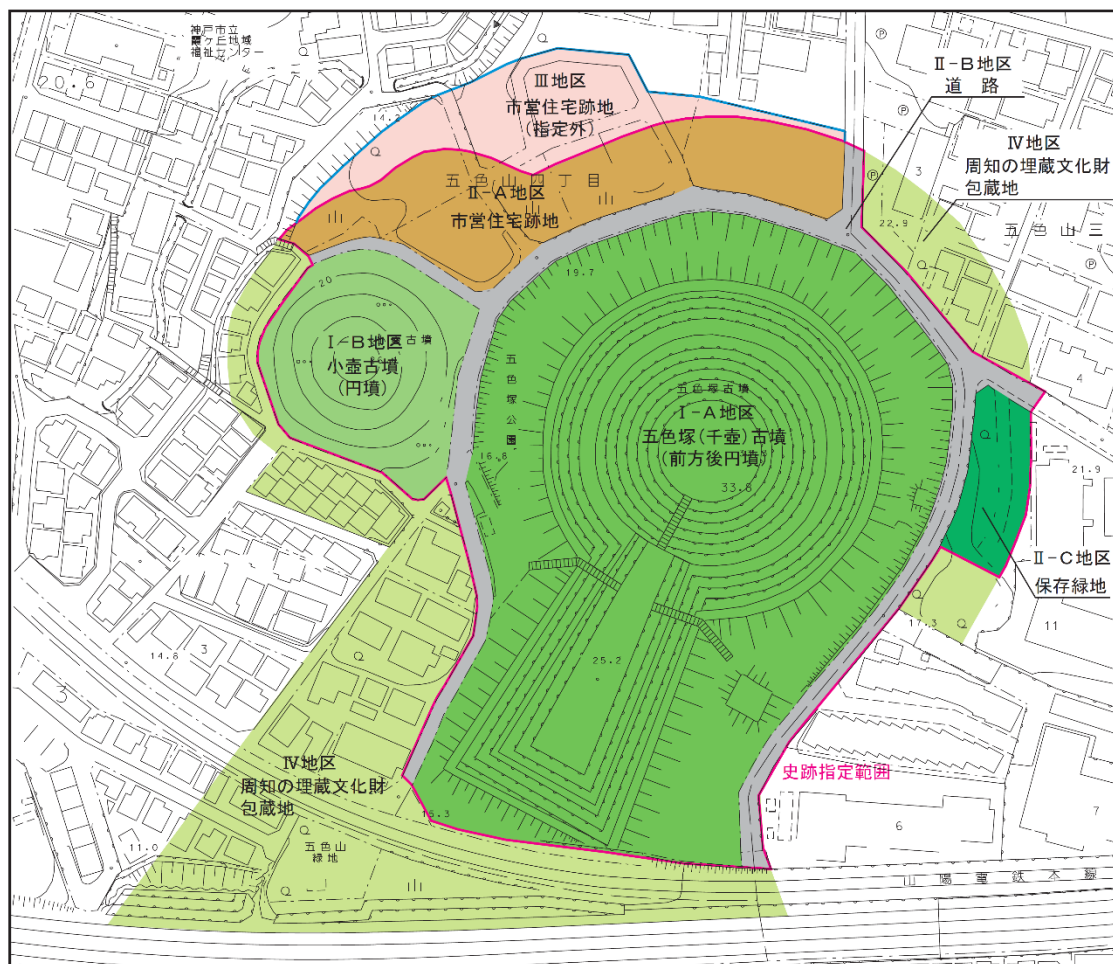


図7-1 地区区分図

本史跡の地区区分ごとの構成要素を表7-1のとおり整理する。

表 7-1 史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の構成要素

分類		地区 区分	本質的価値を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素					
				遺構の価値を 明示する要素	史跡公園、緑地等を構成する要素			その他の要素	
					便益施設 (史跡関連)	管理施設	休養施設 その他施設		
整備計画区域	史跡指定地	Ⅰ地区	Ⅰ－Ａ地区 五色塚(千壺)古墳 [前方後円墳]	・墳丘 ・葺石(露出・再利用) ・周濠 ・島状遺構 ・通路状遺構 (北東マウンド) ・通路状遺構 ・埴輪列 ・出土品[*1]	・墳丘[盛土部] ・復元葺石 (新補材) ・島状遺構 (盛土層) ・通路状遺構 (北東マウンド) (盛土層) ・復元円筒埴輪	・遺構説明板	・史跡標柱 ・階段／通路 ・門扉 ・コンクリート擁壁 ・木杭／柵 ・注意喚起標柱 ・管理事務所 ・道具倉庫 [給排水設備] ・側溝／集水枡 ・散水栓 ・便所 [電気設備] ・水銀灯／埋設管	・ベンチ [植栽] ・樹木／生垣 [記念碑等] ・彫刻作品	・アスファルト舗装 ・道路標識 ・カーブミラー [電気設備] ・マンホール ・電柱 [給排水設備] ・側溝 ・地下式消火栓 ・埋設管
			Ⅰ－Ｂ地区 小壺古墳 [円墳]	・墳丘 ・埴輪列 ・葺石 ・出土品[*1]	・遺構説明板	・史跡標柱 ・史跡標柱(鉄製) ・柵 ・注意喚起標柱 [給排水設備] ・側溝			
		Ⅱ地区	Ⅱ－Ａ地区 市営住宅跡地 [市公有地]	・五色塚古墳周溝 ・ " 外堤 ・小壺古墳墳丘裾 ・出土品[*1]			・フェンス [電気設備] ・電柱／電線	[植栽] ・樹木	
			Ⅱ－Ｂ地区 道路 [市道]	・五色塚古墳周濠 ・出土品[*1]					
			Ⅱ－Ｃ地区 保存緑地 [民有地]	・五色塚古墳周溝 ・出土品[*1]	・遺構明示 (通路部) ・遺構説明板 ・史跡保存緑地 看板	・注意喚起看板 ・フェンス [電気設備] ・足元灯	[記念碑等] ・オブジェ ・景石 [植栽] ・樹木	・階段／石垣 ・駐車場／同看板 ・バリアード ・車止め／門扉	
		指定地外	Ⅲ地区	市営住宅跡地 [市公有地]					
	Ⅳ地区		周知の埋蔵文化 財包蔵地					[市公有地] ・五色山緑地 ・五色塚東小公園 [民有地] ・線路(JR神戸線・ 山陽電鉄の一部) ・住宅・マンション ・道路 ・駐車場 ・電柱	

* 1 : 神戸市立埋蔵文化財センターで保管

3 構成要素ごとの保存管理方針

各区分の構成要素ごとの保存管理区分を下記のとおりとし、方針を示す。

I-A地区の保存管理区分（前方後円墳/指定範囲）

区分	保存管理方針
本質的価値を構成する諸要素	前方部において葺石の露出展示を行った範囲
	◎墳丘、盛土層（周濠、島状遺構、通路状遺構（北東マウンド）等） 盛土層（保護層）の点検を行い、必要に応じて保存処置を講じる。 ◎葺石 露出あるいは転用している葺石については、定期的な点検・調査を行い、脱落・欠損等が見られる場合は、その都度適切な補修を行い、同時に墳丘部の土砂の流出を防ぐ処置を検討する。 ◎地下遺構 盛土を行い保存されている地下遺構については、引き続き保存を行っていく。 ◎出土品 復元を行い、現地において適切な環境のもとでの展示しながら保存するための処置を検討する。
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素
	前方部の一部並びに後円部において、遺構面上に盛土し、葺石整備を行った範囲
	◎墳丘、盛土層全般 盛土層（保護層）の点検を定期的に行い、必要に応じて保存処置を講じる。 ◎葺石部（新補材で復元） 定期的な点検・調査を行いながら、欠損等が生じた場合は必要な処置を取る。 ◎復元円筒埴輪 定期的な点検・調査を行いながら、劣化等の激しいものについては、取替え等必要な処置を取る。
	都市公園、緑地を構成する要素
	便益施設（史跡関連）
	◎遺構説明板 破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
	管理施設
	◎史跡標柱、注意喚起標柱 破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ◎柵、木杭等 安全性と美観上について点検を行い、問題があれば随時補修を行う。 ◎雨水排水施設 柵や側溝については、点検において墳丘の土砂の流入について確認を行い、機能が維持できるよう処置を施す。 ◎階段、擁壁 点検において亀裂等の破損が無いかの確認を行い、安全性の確保に努める。 ◎管理施設（管理事務所、便所、道具倉庫、門扉、車止め） 当面は定期的な点検を行い、必要に応じて維持補修を行う。 整備計画の進捗に際し、既存施設を一旦撤去し、史跡地内の景観に即した管理施設の設置を検討する。 ◎給排水施設 散水栓は既に使用不能となっているため、一旦撤去し敷地の管理運営面で必要最小限の散水栓を検討する。
	休養施設、その他施設
	◎休養施設（四阿、ベンチ） 当面は定期的な点検を行い、必要に応じて維持補修を行う。 整備計画の進捗に際し、既存施設を一旦撤去し、史跡地内の景観に即した休養施設設置を検討する。 ◎記念碑等 彫刻作品は、破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ◎植栽・生垣 樹木や生垣等、定期的な剪定作業を行い、史跡地内の良好な景観を保持するよう配慮する。
	その他の要素
	該当なし

I-B地区の保存管理区分（円墳/指定範囲）

区分	保存管理方針
本質的価値を構成する諸要素	盛土工事並びに張芝工事を行った範囲
	◎地下遺構 盛土を行い保存されている地下遺構については、引き続き保存を行っていく。 ◎出土品 復元を行い、現地において適切な環境のもとでの展示しながら保存するための処置を検討する。
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素
	盛土工事並びに張芝工事を行った範囲
	◎墳丘、盛土層全般 盛土層（保護層）の点検を定期的に行い、必要に応じて保存処置を講じる。
	都市公園、緑地を構成する要素
	便益施設（史跡関連）
	◎遺構説明板 破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
	管理施設
	◎史跡標柱、注意喚起標柱 破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ◎鉄製史跡標柱 既に石製の史跡標柱があるため、整備計画の進捗に伴い将来的には撤去する。 ◎柵等 安全性と美観上について点検を行い、問題があれば随時補修を行う。 ◎雨水排水施設 側溝については、点検において墳丘の土砂の流入について確認を行い、機能が維持できるよう処置を施す。 ◎給排水施設 散水栓は定期的に点検を行い、その性能の維持していく。
	休養施設、その他施設
	該当なし
	その他の要素
	該当なし

Ⅱ-A地区の保存管理区分（市営住宅跡地/指定範囲）

区分	管 理 方 針
本質的価値を構成する諸要素	平成元年に住宅局から有償移管を受け、市教委の所管となった後、平成18年に国史跡に追加された範囲
	◎地下遺構 盛土を行い保存されている地下遺構については、引き続き保存を行っていく。 ◎出土品 復元処置を行いながら、現地において適切な環境のもとでの展示しながら保存するための処置を検討する。
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素
	該当なし
	都市公園、緑地を構成する要素
	便益施設（史跡関連） 該当なし
	管理施設 該当なし
	休養施設、その他施設 ◎広場 軽運動広場は、当面の期間現状の機能維持を行っていく。 今後の整備計画の進捗に合わせ、機能移転等の施策を検討する。 ◎植栽・生垣 樹木や生垣等、定期的な剪定作業を行い、史跡地内の良好な景観を保てるよう配慮する。
	その他の要素
	◎駐車場、車止め等 路面や付属機器の点検を行い、必要に応じて維持補修を行う。 ◎電気設備 足元灯は、点検により機能面と美観上の確認を行い、必要に応じて維持補修を行う。 ◎給排水施設 散水栓は定期的に点検を行い、その性能の維持に努める。 ◎柵等 安全性と美観上について点検を行い、問題があれば随時補修を行う。 ◎雨水排水施設 側溝については、点検において填丘の土砂の流入について確認を行い、機能が維持できるよう処置を施す。

Ⅱ-B地区の保存管理区分（道路/指定範囲）

区分	管 理 方 針
本質的価値を構成する諸要素	平成18年に国史跡に追加された市道の範囲
	◎地下遺構 盛土を行い保存されている地下遺構については、引き続き保存を行っていく。 ◎出土品 復元処置を行いながら、現地において適切な環境のもとでの展示しながら保存するための処置を検討する。
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素
	該当なし
	都市公園、緑地を構成する要素
	便益施設（史跡関連） 該当なし
	管理施設 該当なし
	休養施設、その他施設 該当なし
	その他の要素
	◎アスファルト舗装、道路標識、カーブミラー 当面の間は生活道路としての安全性を保つために点検が必要だが、史跡地内の景観に影響を及ぼす場合は、近隣住民の合意も含め、路面仕様の変更等を検討する。 ◎【電気設備】電柱、マンホール 当面の間は周辺住民の居住環境を保つために安全性等の点検は必要だが、史跡地内の景観に影響を及ぼす場合は、近隣住民の合意も含め、無電柱化等の対策を含め検討する。 ◎【給排水設備】側溝、地下式消火栓、埋設管 当面の間は周辺住民の居住環境を保つために安全面と機能面の点検は必要だが、史跡地内の景観に影響を及ぼす場合は、近隣住民の合意も含め、対策を検討する。

Ⅱ-C地区の保存管理区分（保存緑地/指定範囲）

区分	保存管理方針
本質的価値を構成する諸要素	民有地であるが、周溝が検出されたため平成18年に国史跡に追加、保存緑地として整備された範囲
	◎地下遺構 盛土を行い保存されている地下遺構については、引き続き保存を行っていく。 ◎出土品 復元を行い、現地において適切な環境のもとでの展示しながら保存するための処置を検討する。
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素 該当なし
	都市公園、緑地を構成する要素 便益施設(史跡関連) ◎通路(遺構表示) 路面の点検を行い、必要に応じて維持補修を行う。 ◎遺構説明板 破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
	管理施設 ◎注意喚起標柱 破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ◎柵等 安全性と美観上について点検を行い、問題があれば随時補修を行う。 ◎電気設備 足元灯は、点検により機能面と美観上の確認を行い、必要に応じて維持補修を行う。 ◎給排水施設 散水栓は定期的に点検を行い、その性能の維持に努める。
	休養施設、その他施設 ◎記念碑等 オブジェは、破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ◎植栽・生垣 樹木や生垣等、定期的な剪定作業を行い、史跡地内の良好な景観を保てるよう配慮する。
	その他の要素 該当なし

Ⅲ地区の保存管理区分（指定範囲外）

区分	保存管理方針
本質的価値を構成する諸要素	平成元年に住宅局から有償移管を受け、市教委並びに建設局の所管となった国史跡以外の範囲
	該当なし
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素
	該当なし
	都市公園、緑地を構成する要素
	便益施設（史跡関連）
	該当なし
	管理施設
	該当なし
	休養施設、その他施設
	該当なし
	その他の要素
	◎柵、木杭等 安全性と美観上について点検を行い、問題があれば随時補修を行う。 ◎雨水排水施設 柵や側溝については、点検において填丘の土砂の流入について確認を行い、機能が維持できるよう処置を施す。 ◎階段、擁壁 点検において亀裂等の破損が無いかの確認を行い、安全性の確保に努める。 ◎電気設備 照明灯は、点検により機能面と美観上の確認を行い、必要に応じて維持補修を行う。 *学童保育施設、小屋／物置、畑地（おやこ農園）は除外

IV地区の保存管理区分（周知の埋蔵文化財包蔵地）

区分	保存管理方針
本質的価値を構成する諸要素	神戸市が定めた周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲
	未確認
本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	遺構の価値を明示する要素
	該当なし
	都市公園、緑地を構成する要素
	便益施設（史跡関連）
	該当なし
	管理施設
	該当なし
	休養施設、その他施設
	該当なし
	その他の要素
	◎〔市公有地〕五色山緑地・五色塚東小公園 周辺住民との協議を行いながら、発掘調査の実施を検討する。 ◎〔民有地〕線路（JR神戸線・山陽電鉄の一部）、住宅・マンション、道路、駐車場、電柱 開発行為等による発掘調査を実施し、地下遺構の確認を行う。

4 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地においては文化財保護法に基づく現状変更等の制限などがあり、史跡指定となっているⅠ地区とⅡ地区が対象となる。

なおⅣ地区の基準については、神戸市教育委員会が発行する『神戸市埋蔵文化財分布図』にある「例言」を準用するものとする。

(1) 史跡指定地の現状変更等について（文化財保護法125条）

史跡指定地内において、現状変更及び遺構に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法に基づき文化庁長官の許可が必要となる。

●現状変更等の許可が必要な行為（文化庁長官による許可）

- ・土地の形状の変更を伴う行為
- ・建築物の新築・建替・増改築・除却
- ・工作物の新設・改修・除却
- ・木竹の伐採・植栽・移植・抜根
- ・史跡の発掘調査及び保存整備工事
- ・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

●神戸市教育委員会に許可申請が必要な行為（文化財保護法施行令 第5条 第4項）

前項目の内、以下は神戸市教育委員会が現状変更等の許可を行う。

- ・小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下など）で2年以内の期限を限って設置されるものの新築・増築・改築
- ・工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却（設置の日から50年を経過していない工作物）
- ・道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの）
- ・史跡の管理に必要な施設の設置・改修又は除却
- ・埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修
- ・木竹の伐採

●現状変更等の許可が不要な行為（文化財保護法 第125条 第1条ただし書）

現状変更等について、「維持の措置」「非常災害の為に必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可申請不要とされている。ただし、これらの行為を実施する際には、神戸市教育委員会と事前協議するものとする。

- ・維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する規則第4条）

※史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に

復するとき。

※史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

※史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

- ・ 非常災害のために必要な応急措置
- ・ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

●現状変更等に該当しない日常的な維持管理

史跡指定地において、遺構に影響の無い日常的な維持管理のための行為については現状変更等に該当しない。

- ・ 既存建築物・工作物の維持管理

※掘削を伴わない設備の修繕、基礎の改修を伴わない柵・塀などの工作物の小修繕等。

- ・ 既存道路・水路の維持管理：清掃など

※指定地内における地下遺構に影響を及ぼさない通常の除草等の行為、遺構に影響を及ぼさない程度の樹木等の剪定や枝払い、簡易工作物の設置・撤去で遺構に影響を及ぼさない程度の掘削、道路敷の路面の維持管理に伴う遺構に影響を及ぼさない程度の修繕。

- ・ 史跡の維持管理

※施設の保守点検、清掃など。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の現状変更等について（文化財保護法第93条）

Ⅲ地区は周知の埋蔵文化財包蔵地として、建築・土木工事など、土地の掘削を伴う行為を行う場合は、事前に発掘の届出・通知を行わなければならない。

(3) 地区区分ごとの現状変更等の取扱い基準

史跡指定地の適切な保存管理のため、前節に示した現状変更等の取扱方針に基づき、地区別の現状変更の取扱基準を以下に定める。

1) I地区（I-A地区・I-B地区/史跡指定地）

I地区の現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為及びその取扱基準は、以下のとおりとする。

現状変更行為	取扱い基準
発掘調査等各種学術調査	史跡整備や遺構確認のために必要な場合は、遺構の保存を前提として必要箇所留める。
建築物の新築、増築、改築、 除却、色彩の変更	史跡の保存・活用整備上必要なもの以外は認めない。

工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	史跡の保存・活用整備上必要なもの、その他既存道路施設の改修等公益上必要なもの以外は認めない。
土地掘削、切・盛土等土地の形状の変更	史跡の保存・活用整備上必要なもの、公益上必要なもの以外は認めない。
木竹の伐採、植栽、移植	史跡の保存・活用整備上必要なもの、公益上必要なもの以外は認めない。
地下埋設物の設置、改修	電線・水道管・排水管等史跡の保存・活用整備上必要なもの、公益上必要なもの以外は認めない。

ただし、これらの行為は整備計画・基本設計・実施設計等に基づくもので、史跡指定地としての景観に十分配慮したものとする。

2) II地区（II-A地区・II-B地区・II-C地区/史跡指定地）

古墳の重要遺構が発見されている地域で史跡の追加指定がされているため、I地区と同じ取り扱いとする。

3) III地区（指定外）

試掘調査の結果、埋蔵文化財の存在が確認されていない範囲である。開発行為にあたり、現状変更許可や届出等不要であるが、史跡地とともに今後一体的に整備される範囲であることに留意する必要がある。

4) IV地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）

IV地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲であり、建築・土木工事など土地の掘削を伴う行為を行う場合は、文化財保護法に基づき、事前に神戸市教育委員会に届出・通知を行わなければならない。必要に応じて試掘調査などを実施し、遺構の有無を確認する。重要遺構が検出された場合には、協議のうえ追加指定等保護措置をとることとする。